

## 一般競争入札（総合評価落札方式）に関する質問及び回答（Q&A）

最終更新日 2025年12月10日

独立行政法人情報処理推進機構

件名：「IPAクラウドに係るクラウドサービス提供業務 およびランディングゾーン構築業務（AWS）」

項目番号	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
1	入札書等記載例	p.2	3. 復代理人 が入札する 場合	代表者から代理人への委任状、 代理人から復代理人への委任状 をそれぞれ発行し、復代理人に よる入札書を提出する予定で す。  代表者、代理人、復代理人の氏名 のうち、入札書に記名・押印すべ き氏名をご教示頂けないでしょ うか。  また、可能であれば記名すべき 位置（資料の右上部分か中央下 部分か）もご教示頂ければ幸い でございます。	ご記載いただいたとおり、 代表者様から代理人様への 委任状、代理人様から復代 理人様への委任状をご提出 いただいたうえで、入札書 には「代表者氏名」として代 表者様の役職・氏名、その下 に「代理人」として代理人様 の役職・氏名、その下に「復 代理人」として復代理人様 の役職・氏名をご記入いた だき、復代理人様の印鑑で ご捺印ください。  入札書は様式3を使用して ご作成ください。様式3で	2025年 11月18日

					示している通り、右上に記名押印の箇所がございます。	
2	入札説明書	p.31	7. 事業の実施体制 (6)	「提案するクラウドサービスの再販において十分な実績を有し、」とありますが、例えば1社の実績でも十分でしょうか。	提案するクラウドサービスの再販について、実績が1社でも構いませんが、再販提供の実績を確認させていただき、本業務を請け負うにあたって問題無いと確認ができた場合に基礎点を付与いたします。	2025年 11月20日
3	入札説明書	p.4	6. サービス提供リストの提出方法及び提出期限等	サービス提供リスト(案)の提出に際し、様式6の記載がありますが様式の提供がございません。貴法人において標準的に要求される様式と記載例を提供いただくことはできませんでしょうか。	p.4の6.(5)に記載の通り、15.(4)のメールアドレス宛に入札を希望する旨を連絡し、様式6(本入札説明書への添付無し)の入手をお願いいたします。	2025年 11月21日
4	II. 契約書(案)	p.8	第4条	別紙様式第1:契約書第4条に基づき指定する書式については、落札事業者のみが契約後提出すればよいでしょうか。	別紙様式第1については、契約書に付随する様式になり、落札事業者様が契約手続きの際にご提出いただくものとなります。	2025年 11月26日

					なお、入札書等の提出期限にご提出いただく書類は、p.5 の 7.(4)提出書類一覧をご確認ください。	
5	III. 仕様書	p.32	7. 事業の実施体制(11)	<p>「なお、クラウドサービスの再販提供に係る再委託については「4.3(2)クラウドサービスの条件」を満たすこと。」とありますが、情報取扱者名簿の再委託欄にクラウドサービスを提供する企業に関する情報の記載が必要でしょうか。</p> <p>8.2 業務従事者の経歴に「ただし、クラウドサービス提供業務に関する下請負の業務に従事する者については、この限りでない。」と記載がありますが、こちらの内容をもって情報取扱者名簿への提出、再委託に関する書面の提出も不要となりますでしょうか。</p>	<p>クラウドサービス提供業務を再委託する場合、情報取扱者名簿の再委託先 F の行への記載は不要です。また、受注者と再委託先で取り交わされる再委託に関する書面の提出は不要です。</p> <p>なお、必要に応じて、契約書第 4 条に定める別添様式第 1 を提出いただく場合がございます。</p>	2025 年 12 月 1 日
6	III. 仕様書	p.32	8.2 業務従事者の経歴	「業務従事者の経歴(氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研	p.43 の第 3 章 3.1 [表 7 提案書目次及び提案要求事項]	2025 年 12 月 1 日

			(1)	<p>修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料)を提出すること。」と記載がありますが、入札時に提出する提案書にすべての項目の記載が必要でしょうか。それとも契約後の提出となりますでしょうか。</p> <p>契約前の提出となる場合、また契約をしなかった場合(落札しなかった場合)の個人情報の取り扱いはどのようにになりますでしょうか。</p>	<p>に記載の通り、入札時に提案書の添付資料としてご提出ください。また、項目については p.50 の 3. 添付資料 5.1 もご確認いただき、ご判断ください。</p> <p>ご提出後の個人情報の取り扱いについては、弊機構の規程に則り、適切に管理させていただきます。</p>	
7	III. 仕様書	p.32	7. 事業の実施体制(11)	<p>なお、クラウドサービスの再販提供に係る再委託については「4.3(2)クラウドサービスの条件」を満たすこと。</p> <p>→こちらの記載について、クラウドサービスの再販提供に係る再委託については書面等での再委託の申請は不要の認識でよろしいでしょうか。</p> <p>例えばクラウドサービス事業者</p>	<p>項番 5 にも記載しておりますが、クラウドサービス提供業務に関しては受注者と再委託先で取り交わされる再委託に関する書面の提出は不要です。</p> <p>なお、必要に応じて、契約書第 4 条に定める別添様式第 1 を提出いただく場合がございます。</p>	2025 年 12 月 1 日

				の本社から何か押印書類を回収する必要がある場合は難易度が高く現実的ではないと考えています。		
8	IV. 入札資料作成要領	p.40、 p.44	[表2 入札者が機構に提出する資料]②提案書	補足資料について、入札者の関連する実績の詳細等を記載する認識です。「④ 提案書は 50 ページ以内（表紙を含む）で作成すること。補足資料は含まないが、要点を絞って作成すること。」と記載がありますが これは「補足資料は提案書の 1 つの項目として作成する」が、「50 ページにはカウントしない」という理解でありますでしょうか。つまり提出する提案書は、補足以外の項目が 50 ページに収まっていれば、提案書自体が 50 ページを超えていても問題ないという事でしょうか。	p.40 に記載の通り、補足資料は入札者の関連する実績の詳細の資料であり、提案書は補足資料を除いて 50 ページ以内（表紙を含む）であれば問題ございません。 また、補足資料は提案書の一項目としてご用意いただき、書類の形式は、提案書本体に一括してまとめる方法でも、別紙として分ける方法のどちらでも差し支えございません。	2025 年 12 月 10 日
9	V. 評価項目一覧	p.50	3. 添付資料	添付資料とは、V. 評価項目一覧 (p.50)に記載の表に遵守確認の ○× を記載した資料の提出に加	まず、p.50 (3. 添付資料) に記載の表には、○×ではなく各項目の資料内容に対	2025 年 12 月 10 日

			<p>えて、入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料を任意の様式及びページ数にて、提案書とは別の資料として作成し提出可能という理解でありますでしょうか。</p>	<p>する提案書頁番号をご記載ください。そのうえで、添付資料については、p.50（3.添付資料）に記載した内容を提案書に含めてご提出ください。p.43、p.44「3.3 留意事項」②、④にある通り、提案書とは別に補足等するための資料を任意の様式及びページ数にてご提出いただくことは可能です。</p>	
--	--	--	---	---	--